

山口県報

平成22年
3月12日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (水産振興課) 三
道路の区域の変更 (道路整備課) 四
道路の供用の開始 (道路整備課) 四
柳井都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 四
公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 四
土地改良区役員届出 (農村整備課) 五
土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定 (農村整備課) 六
開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 六

山口県告示第百号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年三月十二日から同年四月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三井化学株式会社
住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 三井化学株式会社岩国大竹工場
所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能力	予工事着手年月日	予工事完成年月日	予使用開始年月日	使用時間	使用の当たりの時間
三三二二	($m^3/日$) 一四〇〇	平成二二、 七、一五	平成二二、 六、三〇	平成二二、 七、一	連	時二四時間 季節的変動なし
三七一〇	($m^3/日$) 四〇〇	平成二二、 八、一	平成二二、 三、三二	平成二二、 四、一	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
三七一タ	($Nm^3/日$) 三〇〇	"	"	"	"	変動あり

備考 「三三二二」並びに「三七一〇」及び「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器並びに同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいふ。

種 類	項 目	汚 水 等 の 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	
			鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
				燐 (mg/l)	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 日 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
活性汚泥処理施設	"	二二、五〇〇	活性汚泥	"	"	(既)		(設)
沈殿槽	"	二〇、一六〇	"	"	"			
凝集沈殿槽	"	五〇〇	凝集沈殿	"	"			
"	"	二、〇〇〇	"	"	"	平成二二、 七、一五	平成三三、 六、三〇	平成三三、 七、一
オイルセパレーター	製鉄筋コンクリート	二、四〇〇	浮上	連続	二四時間 変動なし	平成二二、 八、一	平成三三、 三、三	平成三三、 四、一

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)	
		窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	三七ータ	七・五	八、六	一五〇	二三〇	二〇	三〇	三〇	"	"	"	"	"	九・三	一〇	九六	
	"	"	"	七五	一一〇	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一二	一五	
	"	七	七・五、六	一八	三〇	一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	三七ー口	七・五	"	一八〇	二七〇	一、一七〇	一、七〇〇	三〇	"	"	"	"	"	"	三・一	三三四	四〇〇
	三三ー二	七	八、六	一五	三〇	二〇	三〇	三〇	八	一七	三・一	九・三	一〇	一〇	一〇	一〇	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認められた。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関 成

大井湊区域	区
	域
	区
	分

総トン数十トン未満の漁船により行う漁業並びに総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により、主として漁業以外の漁業及び主としていかをとることを目的とする漁業

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			通 常 最 大	通 常 最 大	
"	八	"	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	九・七	"	浮遊物質質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
三	八・七	一〇	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	
一	一四	一	燃 料		
九	一・三	九			
一	一・八	一			
一	二	一			
三	五	三			
〇・五	一	〇・五			
一・五	三	一・五			
一六、〇〇〇	三三〇、七六六	一六、〇〇〇			
二四、〇〇〇	三四六、七七四	二四、〇〇〇			

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

活性汚泥処理施設		沈殿槽		凝集沈殿槽		"		オイルセパレーター	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
"	七	"	九	"	"	"	"	"	七
九・七	二・三	"	〇・八	"	三・二	"	"	"	八・六
九一・一	三八一	"	四	"	一七六	"	四	"	二二
二二〇	六〇〇	"	二〇	"	二三九	"	三〇	"	二〇〇
二〇	三〇	一四	"	二〇	一、八〇〇	"	五	"	一四
三〇	五〇	二三	"	三〇	八、〇〇〇	"	一〇	"	二三
"	三	一・八	二	一・八	"	"	"	二	三
"	八	"	"	"	"	"	"	"	二
"	一七	"	"	"	"	"	"	"	五
"	三・一	"	"	"	"	"	"	"	一
"	九・三	"	"	"	"	"	"	"	三
"	一六、八二七	"	一八、九二三	"	四二〇	"	二七〇	"	三三六
"	二二、五〇〇	"	二〇、一六〇	"	五〇〇	"	二、〇〇〇	"	二、四〇〇

山口県告示第百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路 線 名 藤生停車場錦帯橋線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市平田六丁目四九九の八地先から 同市 同町五二〇の一先まで	最狭 二〇・二	最狭 一一・〇	一一・〇	一九四・五	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百二三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 藤生停車場 錦帯橋線	岩国市平田六丁目四九九の八地先から 同市 同町五二〇の一先まで	平成二十二年三月 十三日

山口県告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称
柳井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
柳井都市計画道路事業三・五・十後地和田線
- 三 事業施行期間
平成十七年十一月二十二日から平成二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
柳井市柳井



(六一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年三月十二日から同年七月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームプラザナフコ南岩国店ハード館
所在地 岩国市南岩国町三丁目六番一号
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、三九六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六九台

(二) 駐輪場の収容台数

一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

六五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社ナフコ 午前七時 午後八時三〇分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

八 届出年月日

平成二十二年二月二十五日

(六二) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

宇部市関口土地改良区 理事 岡本 正晴 宇部市大字吉見二二五三

山口市二島土地改良区 理事 野村 邦男 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 福江 豊 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 浅原 信義 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 小野 吉恵 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 村永 允 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 吉松 晴光 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 藤原 紀喜 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 藤原 隆司 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 徳永 和夫 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 吉田 哲郎 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 内山 進 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 近本 允彦 山口市秋穂二島六一

山口市二島土地改良区 理事 安田 典右 山口市秋穂二島六一

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

宇部市関口土地改良区 理事 上原 武 宇部市大字吉見七六八

山口市二島土地改良区 理事 福井 諒 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 吉永 謙治 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 浅原 信義 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 小野 吉恵 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 村永 允 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 吉松 晴光 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 藤原 紀喜 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 藤原 芳朗 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 徳永 清人 山口市秋穂二島一一

山口市二島土地改良区 理事 藤村 芳生 山口市秋穂二島一一

”	”	”	”	”	”
”	”	監	”	安田 典右	五〇二八
”	”	事	小野 茂紀	”	一三五四
安光	中田 昭司	”	”	”	一七三九
由夫	”	”	”	”	五〇五九

(六三) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

宇部市上小野土地改良区

上小野地区

土地改良施設の管理

二 縦覧の期間

平成二十二年三月十五日から同年四月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市大字浅江字西木園、字徳法師及び字柿ノ木

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市島田一丁目三番一〇号

平成二十二年三月十二日印刷
平成二十二年三月十二日発行

発行人

山口県知事